

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年11月9日
【会社名】	エキサイト株式会社
【英訳名】	Excite Japan Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 手塚 正純
【本店の所在の場所】	東京都港区南麻布三丁目20番1号
【電話番号】	03（6450）2729
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営管理室長 石川 修
【最寄りの連絡場所】	東京都港区南麻布三丁目20番1号
【電話番号】	03（6450）2729
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営管理室長 石川 修
【縦覧に供する場所】	エキサイト株式会社 （東京都港区南麻布三丁目20番1号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【提出理由】

当社は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第179条第1項に規定する特別支配株主であるXTech HP株式会社（以下「XTech HP」又は「特別支配株主」といいます。）から、同法第179条の3第1項の規定による株式売渡請求（以下「本株式売渡請求」といいます。）の通知を受け、平成30年11月9日開催の当社取締役会において、本株式売渡請求を承認する旨の決議をいたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

1. 本株式売渡請求の通知に関する事項

（1）当該通知がされた年月日

平成30年11月9日

（2）当該特別支配株主の商号、本店の所在地及び代表者の氏名

商号	XTech HP株式会社
本店の所在地	東京都中央区八重洲一丁目9番9号 東京建物本社ビル5 F
代表者の氏名	代表取締役 西條 晋一

（3）当該通知の内容

当社は、XTech HPより、平成30年11月9日付で、当社の特別支配株主として、当社の株主の全員（当社及びXTech HPを除きます。以下「本売渡株主」といいます。）に対し、その所有する当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）の全部（以下「本売渡株式」といいます。）をXTech HPに売り渡す旨の請求を行う旨の通知を受けました。当該通知の内容は以下のとおりです。

- ① 特別支配株主完全子法人に対して本株式売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称（会社法第179条の2第1項第1号）
該当事項はありません。

- ② 本株式売渡請求により本売渡株主に対して本売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項（会社法第179条の2第1項第2号・第3号）
XTech HPは、本売渡株主に対し、本売渡株式の対価（以下「本株式売渡対価」といいます。）として、その有する本売渡株式1株あたりにつき875円の割合をもって金銭を割当交付いたします。

- ③ 新株予約権売渡請求に関する事項（会社法第179条の2第1項第4号）
該当事項はありません。

- ④ 特別支配株主が本売渡株式を取得する日（以下「取得日」といいます。）（会社法第179条の2第1項第5号）
平成30年11月30日

- ⑤ 本株式売渡対価の支払のための資金を確保する方法（会社法第179条の2第1項第6号、会社法施行規則第33条の5第1項第1号）
XTech HPは、本株式売渡対価を、株式会社みずほ銀行及び興銀リース株式会社を貸付人とし、当該貸付人及びその他の当事者との間で平成30年10月25日に締結した金銭消費貸借契約に基づく借入れを原資として支払うことを予定しております。

- ⑥ 本株式売渡請求に係るその他の取引条件（会社法第179条の2第1項第6号、会社法施行規則第33条の5第1項第2号）
本株式売渡対価は、取得日以後合理的な期間内に、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付されるものとします。但し、当該方法による交付ができなかった場合には、当社の本店所在地にて当社が指定した方法により（本株式売渡対価の交付についてXTech HPが指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により）本売渡株主に対する本株式売渡対価を支払うものとし

2. 本株式売渡請求を承認する旨の決定に関する事項

(1) 当該通知がされた年月日

平成30年11月9日

(2) 当該決定がされた年月日

平成30年11月9日

(3) 当該決定の内容

XTech HPからの通知のとおり、同社による本株式売渡請求を承認いたします。

(4) 当該決定の理由及び当該決定に至った過程

XTech HPが平成30年9月10日から平成30年10月24日までを買付け等の期間として実施した当社株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関して提出した平成30年9月10日付意見表明報告書（以下「本意見表明報告書」といいます。）の「3 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、本株式売渡請求は、当社をXTech HPの完全子会社とすることを目的として、XTech HPが当社株式の全てを取得するための一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として行われるものであり、本株式売渡対価は、本公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）と同一の価格に設定されております。

本意見表明報告書の「3 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「③ 当社取締役会における意思決定に至る過程」に記載のとおり、当社は、平成30年7月6日にXTech HPの代表取締役である西條晋一氏を通じて、XTech HP及びXTech株式会社（以下「XTech」（クロステック）といいます。）の意向として初期的な提案を受け、本公開買付け価格を含む本取引における諸条件の公正性を担保すべく、本取引に関してXTech HP及び当社から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとしてTMI総合法律事務所を選任しました。また、本公開買付けを含む本取引に係る当社の意思決定の恣意性を排除し、意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、当社の諮問機関として第三者委員会を設置し、本取引の目的、本取引後の経営体制・方針、本取引における諸条件等について、XTech HPとの間で、複数回に亘る協議・交渉を重ねて参りました。

そして、当社は、上記初期的な提案を受けて以降、野村證券からの当社株式の株式価値算定に係る中間報告及び財務的見地からの助言、及びTMI総合法律事務所からの法的助言を得るとともに、交渉の各局面においては、第三者委員会から助言を受けつつ、XTech HP及びXTechから本取引に関する初期的な提案を受けた平成30年7月6日から同年9月7日までの間に、XTech HP及びXTechとの間で本公開買付けを含む本取引を行う意義及びその諸条件について継続的に協議・交渉を重ねてまいりました。なお、XTechは平成30年1月に設立された株式会社であり、西條晋一氏が代表取締役を務め、その議決権の全てを所有しており、インターネット関連サービスを主たる事業としております。

かかるXTech HP及びXTechとの協議・交渉の過程において、当社の取締役会は、野村證券から同年9月7日付で取得した当社株式に係る株式価値算定書及びTMI総合法律事務所から得た法的助言を踏まえつつ、第三者委員会から同年9月7日付で提出を受けた答申書（以下「本答申書」といいます。）の内容（詳細については、本意見表明報告書の「3 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「③ 当社における独立した第三者委員会の設置及び意見の入手」をご参照ください。）を最大限尊重しながら、本取引に関する諸条件について慎重に協議及び検討を行いました。

当社は、本意見表明報告書の「3 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「③ 当社取締役会における意思決定に至る過程」に記載のとおり、今後予想されるインターネット市場におけるサービス形態の多様化や、これまでになかった新技術の出現に起因する新たな競争の激化により、利益水準の回復は限定的であるという認識のもと、当社を取り巻く厳しい経営環境に即応していかねばならないという喫緊の経営課題を克服するためには、迅速な経営判断で他社に先んじた抜本的な施策を実行し、事業特性に応じた最適な顧客獲得、収益構造の策定、及び効率的な経営資源の投下を行うことが必要であると考えております。そして、(i) XTech HPの代表取締役である西條晋一氏は広告・課金事業領域における豊富な経営経験とインターネット事業への投資実績を有しており、XTech HPひいてはXTech及び西條晋一氏の有するこれらの経験や実績により培ったノウハウを当社の企業価値向上のために活用することができれば、当社の抱える経営課題を克服していくために必要な具体的施策の検討の効率性を高めるとともに、検討結果としての当該施策の実行性をも高めることができると考えられること、(ii) 上記抜本的な施策を実行する場合には、中長期的にみれば当社の企業価値向上に資するとしても、短期的には収益の悪化も想定されるため、当社の株主の皆様にとって必ずしも好ましくない結果を伴うおそれがあるものの、このような公開買付け者が当社を完全子会社化することで、短期的な市場株価の変動に捉われることなく、中長期的な当社の企業価値向上を見据えた、一貫した経営方針の下、迅速な事業の再構築が可能となることが見込まれることから、本取引により当社が公開買付け者の完全子会社となり

非公開化することが、当社の企業価値を最大化する最良の選択であるとの結論に至りました。したがって、当社は、本取引を通じてXTech HPの完全子会社となることが、当社の企業価値の向上に資すると判断しております。

また、本公開買付価格については、(a) 当社において、本公開買付けの公正性を担保するための措置を講じるとともに、野村證券及びTMI総合法律事務所からの助言及び報告を受けた上、第三者委員会から助言を受けつつ、XTech HP及びXTechとの間で真摯に協議・交渉を重ねた上で合意した価格であること、(b) 当社における独立した第三者委員会からの本答申書において、本取引に係る条件は、本公開買付価格を含め、妥当であると認められるとされていること、(c) 本意見表明報告書の「3 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 算定に関する事項」の「② 算定の概要」に記載されている野村證券による当社株式の株式価値算定結果のうち、市場株価平均法及びディスカунティッド・キャッシュ・フロー法に基づく算定結果の上限値を超えていること、(d) 本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成30年9月6日の東京証券取引所JASDAQ市場における当社株式の普通取引終値の706円に対して23.94%（小数点以下第三位四捨五入。以下、プレミアムの計算において同じです。）、過去1ヶ月間（平成30年8月7日から平成30年9月6日まで）の普通取引終値の単純平均値695円（小数点以下四捨五入。以下終値の単純平均値の計算において同じです。）に対して25.90%、過去3ヶ月間（平成30年6月7日から平成30年9月6日まで）の普通取引終値の単純平均値740円に対して18.24%、過去6ヶ月間（平成30年3月7日から平成30年9月6日まで）の普通取引終値の単純平均値746円に対して17.29%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となっていること、(e) 本意見表明報告書の「3 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載の本公開買付けの公正性を担保するための措置が取られており、少数株主の利益への配慮がなされていると認められることから、本取引は、当社の株主の皆様に対し、合理的な株式の売却の機会を与えるものであると判断いたしました。

以上により、当社は、平成30年9月7日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同する意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をいたしました。

その後、当社は、平成30年10月25日、XTech HPより、本公開買付けの結果について、当社株式6,003,855株の応募があり、その全ての買付けを行う旨の報告を受けました。この結果、平成30年10月31日（本公開買付けの決済の開始日）付で、XTech HPの有する当社株式の議決権所有割合（注）は95.15%となり、XTech HPは、当社の特別支配株主に該当することとなりました。

（注） 議決権所有割合は、当社が平成30年11月9日付で提出した第22期第2四半期報告書に記載された平成30年9月30日現在の発行済株式総数（6,310,600株）から、同日現在の当社が所有する自己株式数（968株）を控除した株式数（6,309,632株）に係る議決権の数（63,096個）に対する割合をいい、小数点以下第三位を四捨五入しております。

このような経緯を経て、当社は、XTech HPより、平成30年11月9日付で、本意見表明報告書の「3 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、本取引の一環として、本株式売渡請求をする旨の通知を受けました。

そして、当社は、かかる通知を受け、本株式売渡請求を承認するか否かについて、慎重に協議、検討いたしました。

その結果、当社は、平成30年11月9日開催の取締役会において、(i) 上記のとおり、本取引を通じてXTech HPの完全子会社となることが、当社の企業価値の向上に資すること、(ii) 本株式売渡対価である875円は、本公開買付価格と同一の価格であり、本意見表明報告書の「3 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、本取引の公正性を担保するための措置が講じられていること等から、本売渡株主の皆様にとって合理的な価格であり、少数株主の利益への配慮がなされていると認められること、(iii) XTech HPは、本株式売渡対価を、株式会社みずほ銀行、興銀リース株式会社を貸付人とし、当該貸付人及びその他の当事者との間で平成30年10月25日に締結した金銭消費貸借契約に基づく借入れを原資として支払うことを予定しているところ、当社としても、当該金銭消費貸借契約を確認することによりXTech HPによる資金確保の方法を確認していること、また、XTech HPによれば、本株式売渡対価の支払いに支障を及ぼす可能性のある事象は発生しておらず、また今後発生する可能性は現在認識されていないとのこと等から、XTech HPによる本株式売渡対価の支払いのための資金の準備状況・確保手段は相当であり、本株式売渡対価の交付の見込みがあると考えられること、(iv) 本株式売渡対価は、取得日後合理的な期間内に、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本株式売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付され、当該方法による本株式売渡対価の交付ができなかった場合には、本株式売渡対価の交付について当社の本社所在地にて当社の指定した方法、XTech HPが指定した場所及び方法又は当社とXTech HPで協議の上決定された場所及び方法により、本売渡株主に対する本株式売渡対価を支払うものとされているところ、本株式売渡対価の交付までの期間及び支払方法について不合理な点は認められないことから、本株式売渡請求に係る取引条件は相当であると考えられること等を踏まえ、本株式売渡請求は、本売渡株主の利益に配慮したものであり、本株式売渡請求の

条件等は適正であると判断し、XTech HPからの通知のとおり、本株式売渡請求を承認する旨の決議をいたしました。

なお、当社の取締役である堀内真人氏が本公開買付けに際してXTech HPとの間で応募契約を締結している伊藤忠商事株式会社（以下「伊藤忠商事」といいます。）の従業員を兼務していること、当社の社外取締役である江口覺郎氏が本公開買付けに際してXTech HPとの間で応募契約を締結しているスカパーJSAT株式会社の執行役員を兼務していることから、利益相反の可能性を排除する観点から、両氏は、上記取締役会は欠席しており、本公開買付けを含む本取引に関する議題の審議及び決議には参加しておらず、また、当社の立場において本取引の協議及び交渉に参加していません。

また、当社の取締役社長である手塚正純氏は、伊藤忠商事の出身者であるものの、現在伊藤忠商事の役職員を兼務しておらず、当社の立場においてXTech HPとの協議及び交渉に参加するべきではないとまでは考えられないものの、伊藤忠商事の出身者として利益相反の可能性を懸念され得る立場にあることにも鑑み、上記当社の取締役会における本取引に関する議題の審議及び決議に関しては、まず、(i)手塚正純氏、堀内真人氏、江口覺郎氏を除く2名の取締役において審議の上、その全員一致で決議を行い、その後、当社の取締役会の定足数を確保する観点から、(ii)手塚正純氏を含む3名の取締役において改めて審議の上、全員一致により同一の決議を行うという二段階の手続を経ております。

また、上記当社の取締役会に参加した、当社の監査役3名のうち2名（うち社外監査役2名）全員は、当社の取締役会が、本公開買付けに関して賛同の意見を表明し、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することについて、全員一致により異議がない旨の意見を述べております。

なお、当社の監査役である岩崎達士氏については、伊藤忠商事の従業員を兼務していることを踏まえ、利益相反の可能性を排除する観点から、本取引に関する議案の審議には参加していません。

以 上